

# 兵庫県公報

平成25年10月8日 火曜日 第2533号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 同 上（同）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	4
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 東播都市計画道路事業の事業計画の認可（平成25年近畿地方整備局告示第194号）（道路街路課）	4
○ 道路の区域の変更、供用開始等（道路保全課）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（同）	5
○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）	5
<b>公 告</b>	
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	6
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	7
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
○ 同 上（同）	9
○ 一定の複数建築物の認定の取消し（同）	10
<b>辞 令</b>	
○ 吉本 知之	10
<b>人事委員会公告</b>	
○ 身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施	10
<b>公安委員会告示</b>	
○ 機械警備業務管理者講習の実施	12
<b>正 誤</b>	
○ 平成25年8月20日付け兵庫県公報第2519号中	13

## 告 示

### 兵庫県告示第1200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成25年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

#### 山東南部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	義水 静夫	丹波市春日町国領742番地

#### 入ヶ池郷土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	山田 學	加古郡稲美町北山716番地



**兵庫県告示第1201号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所  
伊丹市瑞原4丁目1番地  
所長 島 頭 洋
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱電機株式会社高周波光デバイス製作所  
伊丹市瑞原4丁目1番地
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	63号ホ 廃ガス洗浄施設		
能 力	1.5m <sup>3</sup> /分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1箇月		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	8.9	9.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.5未満	0.5未満
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	0.5未満	0.5未満
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1 未満	1 未満
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	0.072	1.8
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	0.03	0.72
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	5	15	

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年10月 8 日から同月29日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



**兵庫県告示第1202号**

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
三菱重工業株式会社高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号  
執行役員高砂製作所長 安 藤 健 司
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
三菱重工業株式会社高砂製作所  
高砂市荒井町新浜2丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設		
能 力	0.06～0.74 g／分		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	既設		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	既設		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時30分～20時 8時間		
使用時間の季節的変動の概要	な し		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	0～1	0～1
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	150
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	100	260
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	40,000	45,000
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	1未満	1未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0.005	0.005	0.005

備考 汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成25年10月 8 日から同月29日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び高砂市生活環境部環境政策課



**兵庫県告示第1203号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、淡路市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間  
平成25年 9月30日から平成26年 3月21日まで
- 3 作業地域  
淡路市江井大石地域



**兵庫県告示第1204号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年 7月 8日から同月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市の一部



**兵庫県告示第1205号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、淡路市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間  
平成24年10月26日から平成25年 3月22日まで
- 3 作業地域  
淡路市生田大坪地域



**兵庫県告示第1206号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により、東播都市計画道路事業の事業計画の認可の告示（平成25年近畿地方整備局告示第194号）があったので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 施行者の名称  
兵庫県
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
東播都市計画道路事業  
3.4.8号朝霧二見線
- 3 事務所の所在地

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

4 事業施行期間

平成19年10月26日から平成29年3月31日まで

5 事業地

(1) 収用の部分

平成19年近畿地方整備局告示第125号の事業地のうち、兵庫県明石市大久保町谷八木字居屋敷及び字北畑地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし



**兵庫県告示第1207号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年10月9日から供用を開始し、在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年10月8日から2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 8 2 号	豊岡市日高町上郷字大門152番1から 同 市日高町鶴岡字石垣殿768番1まで	旧	5.0から 8.0まで	850.0	予定地
	豊岡市日高町上郷字大門152番1から 同 市日高町鶴岡字鶴ノ巣37番9まで		11.0から 32.0まで		
	豊岡市日高町上郷字大門152番1から 同 市日高町鶴岡字石垣殿768番1まで	新	6.0から 40.0まで	1,048.0	



**兵庫県告示第1208号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年10月8日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年10月8日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	姫路市香寺町広瀬字天神ノ前273番9から 同 市香寺町広瀬字天神ノ前257番1まで	旧	7.0から 14.0まで	179.0	
		新	11.0から 21.0まで		



**兵庫県告示第1209号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年10月9日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、平成25年10月 8日から 2週間、但馬県民局豊岡土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成25年10月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 3 1 2 号	豊岡市日高町土居字田中387番 1 から 同 市日高町岩中字荒田672番 3 まで	旧	5.0から 36.0まで	3,002.0	

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2週間とする。

平成25年10月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年 8月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人尼崎・スマイル

イ 代表者の氏名 西 川 専 一

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門大筒町11番20号

エ 定款に記載された目的

この法人は、これから生活保護を受けようという人や、現在保護を受給している人などに関して、お互いの支えあいを大事にした生きがいある生活づくりのために、安否確認などの事業を行うことにより、もって自分自身や他者の生き方も受容しあい、健康づくりや生活の安定を図り、支えあい助け合える仲間として楽しく、共に学び成長しあえるいきいきとした地域コミュニティの創造を目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年 8月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人日時計の丘

イ 代表者の氏名 藤 本 秀 通

ウ 主たる事務所の所在地 西脇市黒田庄町門柳871番地の14

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域の市民及び日時計の丘公園周辺地域において交流する地域外の人々に対して、地域活性化推進、観光振興、都市と農村の交流の促進に関する事業を行い、誰もがいつでも自主的に参画できる機会を提供するとともに、自然を活用した豊かな地域社会の構築に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年 8月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひまわり会

イ 代表者の氏名 寺 本 ツヤ子

ウ 主たる事務所の所在地 小野市片山町1750番地の4

エ 定款に記載された目的

この法人は地域で生活する、障害者の生きがいと仲間作りの場として自分達が住む地域や暮らしは自分達で作るという自立・自治をめざす、又地域住民とともに、障害者の自立支援に関する事業の他、文化の振興、自然環境の保全、地域の平和に関する事業を行い、誰もが安心して楽しく暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年 8 月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人教育支援チーム

イ 代表者の氏名 本 庄 貴

ウ 主たる事務所の所在地 篠山市真南条中67番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、不登校者、ニート、引きこもりなどで社会的自立が困難な青少年（以下「不登校者等」という。）及びその家族に対して、生活習慣の習得、人間関係構築、社会復帰及び自立のための教育支援、相談支援事業を行うとともに、教育関係機関及び地域との連携による社会教育の推進を図る事業を行い、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年 8 月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人行政書士業務研究会

イ 代表者の氏名 中 田 孝 成

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区京町83番地 KDC神戸ビル6階

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、行政書士及び行政書士になりたい人に対して、行政書士の業務研究及び行政書士業務の周知に関する事業及び情報発信事業を行い、行政書士の資質向上及び行政手続の認知度向上及び行政手続の円滑化に寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成25年 8 月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人公友会

イ 代表者の氏名 村 上 公 敏

ウ 主たる事務所の所在地 加古川市別府町新野辺北町 5 丁目35番地の 2

エ 定款に記載された目的

この法人は、加古川市、播磨町、稲美町、高砂市南東部地域の住民及び被災地等の生活が困難な住民に対して、身近な出来る範囲のボランティア活動を実施する事で、安心安全で豊かな暮らしづくりに寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成25年 8 月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人日本海事代理士会

イ 代表者の氏名 中 田 孝 成

ウ 主たる事務所の所在地 神戸市中央区京町83番地 KDC神戸ビル6階

エ 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、海事代理士及び海事代理士になりたい人に対して、海事代理士業務の周知に関する事業を行い、行政に対する円滑な申請業務を行うことに寄与することを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成25年 8 月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 NPO法人 e b o a r d

イ 代表者の氏名 中 村 孝 一

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市西宮浜 4 丁目10番 1 ー405号

エ 定款に記載された目的

この法人は、主に不登校や家庭の経済的理由などから十分な学習環境が整えられていない子ども達に対して、また学校教育過程からの遅れがあり学習に困難を抱えている子ども達に対して、インターネット上で無料で学べる環境を提供すると共に、その教育現場での活用を図ることで、基礎・基本の学力を身につけ、教育格差の解消に寄与することを目的とする。



**特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請**

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平

成10年兵庫県条例第39号) 第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、同部管理局文書課、県民情報センター、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成25年10月8日

兵庫県知事 井戸敏三

1 (1) 申請受付年月日 平成25年8月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ひょうご宝塚園芸福祉協会

イ 代表者の氏名 金岡重子

ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市中山寺3丁目1-14

エ 定款に記載された目的

この法人は、兵庫県内の高齢者・障害者をはじめとするすべての人々に対して、園芸を通じた健康・生きがいづくりに関する普及啓発・情報提供・実践活動・人材養成・調査研究及び生ゴミ等の堆肥化推進に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請受付年月日 平成25年8月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人WE L n e t さんだ

イ 代表者の氏名 小杉崇浩

ウ 主たる事務所の所在地 三田市下井沢332番地3

エ 定款に記載された目的

この法人は、さんだの地において、福祉・教育・労働・医療その他様々な立場で活動する人たちが、それぞれの立場で培った知恵と力を持ち合い、生活に支援の必要としている一人一人の市民のために、包括的な支援を行っていくこと及び、そのためのネットワーク構築により、公益の増進に寄与することを目的とする。

3 (1) 申請受付年月日 平成25年8月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人そよかぜねっと

イ 代表者の氏名 伊東久雄

ウ 主たる事務所の所在地 三木市志染町青山1丁目26番地

エ 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する精神しょうがい者等に対し、社会復帰を支援する場として障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業等を行うと共に、精神保健福祉等の啓発や交流に関する事業を通じて地域社会との相互理解を深め、当事者を取りまく環境をより豊かにすることで、地域での自立した生活及び社会参加を促進し、ひいては人権が尊重され誰もが安心して暮らせる豊かな地域づくり活動の一拠点になることを目的とする。

4 (1) 申請受付年月日 平成25年8月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人ゆうネット

イ 代表者の氏名 中田久美子

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市津門宝津町6番1号

エ 定款に記載された目的

この法人は、阪神地区の障害を持つ人々に対して、生活支援や自立支援など福祉に関する事業活動とともに、経済的、社会的自立にむけての就労支援事業を通じて、企業、関係機関や地域の方々との連携を図ることにより、障害をもつ方々が住み慣れたまちで安心して暮らせるまちづくりや地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

5 (1) 申請受付年月日 平成25年8月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人露の臺

イ 代表者の氏名 村上弘幸



ウ 主たる事務所の所在地 加西市別府町甲2664—169

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者等とその家族が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるための支援に関する事業を行い、すべての人が生きいきと暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

6 (1) 申請受付年月日 平成25年 8 月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人夢つとびあ

イ 代表者の氏名 中 野 英 一

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市笠屋町18番10号105号室

エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、日常生活指導や訓練、生き甲斐をもって働ける職場づくり事業を行うとともに、障害者と地域住民との交流を深め、すべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

7 (1) 申請受付年月日 平成25年 8 月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人 e - k i d s

イ 代表者の氏名 松 田 総 平

ウ 主たる事務所の所在地 大阪府豊中市上野西 2 丁目 1 番 8 号

エ 定款に記載された目的

この法人は、学校・幼稚園・保育所・地域等に対して、環境と情報を中心とした社会教育の「メディア」と「場」、福祉事業等を提案・提供し、子どもの健全育成を図ることを目的とする。

8 (1) 申請受付年月日 平成25年 8 月30日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人とんとん

イ 代表者の氏名 江 藤 勇

ウ 主たる事務所の所在地 西宮市東山台 2 丁目11番地 5

エ 定款に記載された目的

この法人は、高齢者及び障がい者等に対して、自立支援・社会参加の促進に関する事業及び田舎と都市の交流事業を行い、高齢者及び障がい者等の福祉の増進とすべての人が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
加古郡播磨町本荘 1 丁目17番 1、17番 5 から17番 7 まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番30号  
播磨町長 清 水 ひろ子
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年 6 月12日  
兵庫県指令東播（加土）（建）第 1 - 8 号（25播磨）



**都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年10月 8 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
三木市別所町小林字釜ヶ谷712番 2、712番 3、714番 1、714番 8
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
三木市別所町小林642番の 2  
五百蔵 正 夫
- 3 許可年月日及び許可番号  
平成25年 1 月23日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第 1－18号（24三木）



**一定の複数建築物の認定の取消し**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり認定を取り消した。

平成25年10月 8日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

認定取消番号	認定取消年月日	認定の取消しを行った区域	認定の取消しを行った認定番号	認定の取消しを行った認定年月日
第H25北播団連 廃0001号	平成25年 9 月25日	加東市梶原字猪尻333番 4、333 番 6 同 市梶原字無所ノ谷342番 1、 342番 2	第H16北播団連 0001号	平成17年3月11日

**辞 令**

平成25年 9 月26日付

兵庫県副知事に選任する

吉 本 知 之

**人 事 委 員 会 公 告**

**身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験の実施**

身体に障害のある人を対象とする兵庫県職員採用選考試験を次のとおり実施する。

平成25年10月 8日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び勤務先

職種	採用予定人員	勤務先
事務職（初級）	6名程度	1 本庁各課、地方機関等 2 警察本部、警察署等 3 教育委員会事務局、県立高等学校等 4 県内（神戸市を除く。）の市町組合立小中学校等

2 受験資格

次の全ての要件を満たす者であること。

- (1) 1983年（昭和58年）4月 2日から1996年（平成 8年）4月 1日までに生まれた者
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が 1 級から 4 級までの者
- (3) 日本国籍を有する者（県内の市町組合立小中学校等勤務のみを希望する者を除く。）
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に掲げる欠格条項に該当しない者

3 試験日及び試験地

- (1) 第 1 次試験

- ア 試験日  
2013年（平成25年）11月20日（水）
- イ 試験地  
神戸市内及び姫路市内
- (2) 第2次試験  
別途決定する。  
なお、応募者が少ない場合は、第1次試験日に実施する。
- 4 試験の方法
- (1) 第1次試験
- ア 教養試験  
高等学校卒業程度の一般教養について択一式により行う（点字による受験も認める。）
- イ 論文試験  
一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力、文章表現力・文章構成力について行う（点字による受験や一定の基準に該当する者のパソコン等の使用も認める。）
- (2) 第2次試験  
口述試験  
個別面接の方法により行う。
- 5 合格者の発表
- (1) 第1次試験  
別途決定する。  
なお、応募者が少ない場合は、第2次試験の発表日に発表する。
- (2) 第2次試験  
2013年（平成25年）12月6日（金）午後3時  
兵庫県人事委員会事務局において掲示するとともに、最終合格者に通知する。
- 6 申込手続及び受付期間
- (1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号封筒）を同封の上、「身体障害者請求」と朱書し、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。  
また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。  
アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000073.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000073.html)
- (2) 申込方法
- ア インターネットによる場合  
「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、2013年（平成25年）11月11日（月）頃に発行する。  
アドレス [http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01\\_000000067.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/pc02/pc01_000000067.html)
- イ 郵送・持参による場合  
所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること。受験票は、申込受付後、2013年（平成25年）11月11日（月）頃に発送する。
- (3) 受付期間
- ア インターネットによる場合  
2013年（平成25年）10月9日（水）午前9時から同月21日（月）午後5時まで（受信有効）
- イ 郵送による場合  
2013年（平成25年）10月9日（水）から同月25日（金）まで（必着）
- ウ 持参による場合  
2013年（平成25年）10月9日（水）午前9時から同月31日（木）午後5時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- 7 試験についての問合せ先  
兵庫県人事委員会事務局職員課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 (内線 5920、5921)  
(078) 362-9349 (直通)

**公 安 委 員 会 告 示****兵庫県公安委員会告示第328号**

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第13条において準用する同規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成25年10月 8 日

兵庫県公安委員会  
委員長 橋 本 猛 伸

**1 講習の種別、実施期日等****(1) 講習の種別**

法第42条第2項第1号に規定する機械警備業務管理者講習

**(2) 実施期日**

平成25年11月11日（月）から同月14日（木）までの4日間

**(3) 実施場所**

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

**(4) 修了考査の実施**

講習最終日に、修了考査（40問100分）を実施する。

**2 受講対象者**

受講対象者に制限はない。

**3 受付期間等****(1) 受付期間**

平成25年10月15日（火）から同月25日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く午前10時00分から午後5時30分まで）

**(2) 受付定員**

40人

**4 申込先**

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係

**5 申込時の提出書類****(1) 機械警備業務管理者講習受講申込書 1 通****(2) 顔写真を貼付した履歴書 1 通****6 受講手数料**

38,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

**7 受講日の携行品**

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

**8 その他**

(1) 受講者の確定は先着順とし、受付定員に達した時点で申込みを締め切る。

(2) 申込みは、原則として受講者本人が行うものとする。

(3) 郵送による申込みは、受け付けない。

(4) 受講者は、自己の本籍及び氏名を住民票等により確認し、機械警備業務管理者講習受講申込書の記載に誤りのないようすること。

(5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

**9 講習委託先**

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階  
一般社団法人兵庫県警備業協会

**10 問合せ先**

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課  
電話 (078) 341-7441 内線3046
- (3) 一般社団法人兵庫県警備業協会  
電話 (078) 252-0166

正 誤

○平成25年8月20日付け（兵庫県公報第2519号）

兵庫県公告〔肥料の登録〕中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	下から9行目	混合動物質肥料	副産動物質肥料
8	下から5行目	混合動物質肥料	副産動物質肥料

兵庫県公告〔肥料の登録の有効期間の更新〕中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	下から8行目	混合動物質肥料	副産動物質肥料